

長崎県管工事業協同組合連合会からのお知らせです。

長管協発5第14号
令和5年5月10日

組合員 各位

長崎市管工業協同組合
理事長 谷村 正夫
(公印省略)

長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領等の一部改正について

標記の件につきまして別添のご案内がきていますので、ご確認下さい。

○長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2023/05/1682922728.pdf>



※新旧対照表も合わせてご確認下さい。 (添付資料)

○長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領の運用について

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2023/05/1682922874.pdf>



※新旧対照表も合わせてご確認下さい。 (添付資料)

※詳細が必要な場合は、各自長崎県 H.P. ⇒ 組織探す（右上） ⇒ 土木部 ⇒ 建設企画課をご覧ください。

5 建企第 30 号
5 建企第 31 号
令和 5 年 4 月 1 日

長崎県管工事業協同組合連合会 様

土木部長
(公印省略)

長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領等の一部改正について

このことについて、下記のとおり改正したので通知します。

記

1. 主な改正理由

「長崎県財務規則第 98 条第 1 項第 2 号に規定する知事が別に定める額」の一部改正に伴い、建設関連維持管理業務の変更及び道路等監視業務を追加する。

2. 改正内容

別添「新旧対照表」のとおり

3. 施行年月日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

4. 添付資料

① 【5 建企第 30 号】

- ・長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領
- ・新旧対照表

② 【5 建企第 31 号】

- ・長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領の運用について
- ・新旧対照表



長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号。以下「財務規則」という。）第98条第1項の規定により長崎県<u>総務部、危機管理部、県民生活環境部</u>、水産部、農林部、土木部、教育庁及び警察本部（以下「関係部等」という。）並びにその関係部等が所管する地方機関（振興局を含む。）が発注する建設関連業務委託の競争入札の際に設定する最低制限価格制度の取り扱いを定めるものとする。</p> <p>第2条 この要領に定める建設関連業務委託最低制限価格制度は、設計金額（消費税及び地方消費税を<u>含む</u>。）が100万円を超える建設関連業務の委託契約に係る競争入札において適用する。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第5条に規定する特定調達契約及び国からの受託事業に係る入札は除く。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号。以下「財務規則」という。）第98条第1項の規定により長崎県<u>危機管理監、総務部、環境部</u>、水産部、農林部、土木部、教育庁及び警察本部（以下「関係部等」という。）並びにその関係部等が所管する地方機関（振興局を含む。）が発注する建設関連業務委託の競争入札の際に設定する最低制限価格制度の取り扱いを定めるものとする。</p> <p>第2条 この要領に定める建設関連業務委託最低制限価格制度は、設計金額（消費税及び地方消費税を<u>除く。以下同じ。</u>）が100万円を超える建設関連業務の委託契約に係る競争入札において適用する。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第5条に規定する特定調達契約及び国からの受託事業に係る入札は除く。</p>
<p>(定義)</p> <p>第3条 この要領において、「建設関連業務」とは、「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」（昭和53年長崎県告示第975号）第2により入札参加資格者名簿に登載されている測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務並びに建設関連維持管理業務（<u>県営林作業業務</u>、道路清掃業務、道路伐採業務、河川清掃業務、河川伐採業務、公園清掃業務、公園伐採業務、漂着物（流</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この要領において、「建設関連業務」とは、「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」（昭和53年長崎県告示第975号）第2により入札参加資格者名簿に登載されている測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務並びに建設関連維持管理業務（道路清掃業務、道路伐採業務、河川清掃業務、河川伐採業務、公園清掃業務、公園伐採業務）をいう。</p>

長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>木・暖竹等) 除去業務)、道路等監視業務(巡回業務、維持業務)</u>を いう。</p> <p>ただし、<u>建設関連維持管理業務、道路等監視業務</u>については、別に定めるものとする。</p> <p>(最低制限設計価格の設定)</p> <p>第4条 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、別表の左欄の業務区分に応じ、同表中欄の方法により算定し、同表右欄の範囲で設定する。</p> <p>ただし、建設関連維持管理業務の場合は、「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて」（平成21年1月27日20建企第687号）の2の工事の規定に基づき算出した額（1,000円未満の金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>2 道路等監視業務で、監視業務と維持業務を同一の業務とする場合は、<u>最低制限設計価格は監視業務と維持業務でそれぞれの規定に基づき算出した額の合算額（1,000円未満の金額は切り捨てる。）</u>とする。</p> <p>ただし、<u>監視業務と維持業務の最低制限設計価格の規定について</u>は、別に定めるものとする。</p> <p>2-3 最低制限設計価格は、千円未満の金額は切り捨てるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>ただし、<u>道路伐採業務、河川伐採業務、公園伐採業務</u>については、別に定めるものとする。</p> <p>(最低制限設計価格の設定)</p> <p>第4条 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、別表の左欄の業務区分に応じ、同表中欄の方法により算定し、同表右欄の範囲で設定する。</p> <p>ただし、建設関連維持管理業務の場合は、「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて」（平成21年1月27日20建企第687号）の2の工事の規定に基づき算出した額（1,000円未満の金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>2 最低制限設計価格は、千円未満の金額は切り捨てるものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>

長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第7条 (略)	第7条 (略)
別表(第4条関係) (略)	別表(第4条関係) (略)

○長崎県財務規則第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額

平成14年5月7日

長崎県告示第657号

最終改正 令和5年3月31日告示第297号

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額を次のように定める。

番号	工事又は製造を除く請負の内容	額
1	情報システムの開発及び改修に関する請負契約	予定価格の積算の基礎となった工数及び本県における最低賃金額等を考慮して算出した額
2	清掃業務（3(2)に掲げる清掃業務を除く。）、人的警備業務、調理業務及び医事（診療報酬計算、各種統計表作成、窓口受付等）業務に関する請負契約	予定価格の積算の基礎となった労務数量及び本県における最低賃金額等を考慮して算出した額
3	(1) 工事に関する設計、調査及び測量業務に関する請負契約 (2) 県営林作業業務、道路清掃業務、道路伐採業務、河川清掃業務、河川伐採業務、公園清掃業務、公園伐採業務及び漂着物（流木、暖竹等）除去業務に関する請負契約 (3) 道路等監視業務（監視業務、維持業務）に関する請負契約	長崎県財務規則第97条の規定により決定した予定価格に10分の6を乗じて得た額 長崎県財務規則第97条の規定により決定した予定価格に3分の2を乗じて得た額 予定価格に10分の6を乗じて得た額

前文（抄）（平成19年3月20日告示第367号）

平成19年3月20日から適用する。

前文（抄）（平成21年3月31日告示第450号の3）

平成21年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成23年3月1日告示第228号）

平成23年3月1日から適用する。

前文（抄）（平成25年3月29日告示第423号）

平成25年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成28年3月29日告示第319号）

平成28年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成29年3月31日告示第314号）

平成29年4月1日から適用する。

前文(抄)(平成30年3月30日告示第305号)

平成30年4月1日から適用する。

前文(抄)(令和元年11月22日告示第417号)

令和元年11月22日から適用する。

前文(抄)(令和4年3月29日告示第280号)

令和4年4月1日から適用する。

前文(抄)(令和5年3月31日告示第297号)

令和5年4月1日から適用する。